（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第十条第二号の農林水産省令で定める事業は」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「法」という。）第十条第二号の農林水産省令で定める事業は」に、「畜産経営安定法第二条第四項第一号イ」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。第十三号において「畜産経営安定法」という。）第二条第四項第一号イ」に改め、同条第十六号中「機構」を「独立行政法人農畜産業振興機構（第二十一号において「機構」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十条第一号の業務」の下に「及びこれに附帯する業務」を加え、同号イ及びロを次のように改める。

イ　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付に関する事項

ロ　機構法第十条第一号イの業務に附帯して行う畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。第二号ロにおいて「畜産経営安定法」という。）第三条第一項第一号ロに規定する支払に関する事項

第四条第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号ヘ中「ホの」を「ニの」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「への」を「ホの」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同条第二号ロ中「第二条第五号」を「第一条第五号」に、「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）」を「畜産経営安定法」に改め、同条第四号ロ中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

告示

○文部科学省告示第五十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

文部科学大臣　林　芳正

平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

改正後				
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金				

改正前				
補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）
	種類	構造又は用途等	細目	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人物質・材料研究機構設備整備費補助金				